

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 31 日

金 曜 日

号 外(20)

目 次

規 則

○富山県税条例施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第23号

富山県税条例施行規則の一部を改正する規則

富山県税条例施行規則（昭和29年富山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第64条第1項第4号中「（通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。以下同じ。）」を削る。

第12号様式(3)の（表）中

を

に改める。

この証明書は、車検の時に必要ですから「車検証」といっしょに保管してください。

この証明書は、「車検証」といっしょに保管してください。

第 134号様式(1)の (表) 中 「この証明書は、車検のとき必要ですから、「車検証」といっしょに保管してください。」を

「この証明書は、「車検証」といっしょに保管してください。」に改める。

第 134号様式(3)の (表) 中 を に改める。

「この証明書は、車検の時に必要ですから「車検証」といっしょに保管してください。」	「この証明書は、「車検証」といっしょに保管してください。」
--	-------------------------------

第 137号様式(3)中 「◎ この証明書は、車検のとき必要ですから「検査証」と一緒に保管してください。」を

「◎ この証明書は、「車検証」と一緒に保管してください。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第64条第1項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)